

社会福祉法人 大原福社会

評議員及び役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大原福社会（以下「本会」という。）定款第10条及び第24条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬に関し、必要な事項を定めものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2項 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- 3項 常勤役員とは、役員等のうち、主たる事務所に週3日以上、この法人の業務に従事する者をいう。
- 4項 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- 5項 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 常勤理事は、その職務の対価として、別紙第1に定める報酬を支給する。

- 2項 報酬と賞与の支給時期及び支給基準は、職員給与規程に準ずる。
- 3項 非常勤役員及び評議員は無報酬とする。
- 4項 施設の職員を兼務する役員については、この規程を適用しない。

(公表)

第4条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則（平成29年大原福社会規程）

この規程は、平成29年6月10日から施行する。

別表第1 給 料

区 分	単 位	給料の額	条 件
常勤理事	月額	170,000円 (支給額は17万円以内とする)	職員就業規則の例による。
非常勤役員(理事、監事)	月額	無報酬	第3条3項に定める
評議員	月額	無報酬	第3条3項に定める